

# 「成績不振で除外」1割超

## 大学の給付制奨学金

低所得世帯の大学進学者を対象とする高等

5%にあたる1万1948人が廃止、22年度

教育修学支援制度の給付制奨学金の対象となった学生の1割強が学業成績要件で支援対象から外れていることが明らかになりました。

2020年度入学者は延べ採用者数11万8563人のうち12・4%にあたる1万4733人が支援廃止となっています。21年度入学者は延べ採用者数11万3490人のうち10・

**高等教育修学支援制度** 非課税世帯やそれに準ずる世帯の大学進学を支援するため2020年4月から本格実施。給付制奨学金と授業料等減免制度からなり、支援を受けるためには収入要件と取得単位数や平均成績など学業成績要件を満たす必要があります。

入学者は延べ採用者数 者も2年目に大きく廃止数が増えています。11万126人のうち3・9%にあたる4334人が廃止となっていて、単位数を理由とする廃止に加えて、平均成績

が下位4分の1等を理由に警戒を2年連続受けたことを理由とする初年度) 高等教育の修学支援制度の授業料減免制度の収入・学業成績要件も給付制奨学金と同じ生活保護・非課税世帯を対象とする区分1の傾向となっているとみられます。

## 生活苦でも学べる制度に

**解説**

現在の高等教育修学支援制度では、たとえ支援の対象となっても、国立大学以外では授業料など納付金は完全無償とならず、支援上限額との差額や、支援の対象とならない施設設備費・実験実習費などを負担しなくてはなりません。給付制奨学金では足りず、アルバイトや借り入れでまかなわなくてはなりません。生活費が別途必要となる自宅外通学ではさらに負担が大きくなります。家庭に頼ることが厳しい低所得層ほどその傾向は顕著で、学業への影響は避けられませんが、

どうにかがんばって出席数や単位を取得しても平均成績が低くなりがちです。その結果、支援廃止になっているケースが多いと見られます。このようなケースでの支援廃止

は学業継続の意思を諦めさせ、ただちに退学などにつながる恐れがあります。

文部科学省は今年度から2回目の警告が平均成績のみを理由とする場合は支援廃止とせず、次の支援の中断にともなう次の年度の成績によっては支援を復活させるよう手直ししました。しかし、一度支援を打ち切ることによりお金のなくなっても生活費や学費の心配なく大学に通えるようにさらなる支援の拡充が必要と見られます。